

## 基本計画部会第 2 W G の審議状況について(報告)

(第 10 回 ~ 第 11 回会合)

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第10回） 議事概要

- 1 日 時 平成20年5月21日（水）15:00～17:05
- 2 場 所 中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室
- 3 出席者 舟岡委員（座長）、岩本委員、大守委員、岡室委員、田辺委員、富浦委員、中村委員、樫委員、三輪委員、門間委員、吉岡委員  
内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、東京都、埼玉県

### 【事務局】

中島内閣府統計委員会担当室長、長谷川内閣府統計委員会担当室参事官  
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、犬伏総務省政策統括官付統計審査官

- 4 議 事 (1) グローバル化関連統計について  
(2) GDP統計の精度向上に向けた検討について  
(3) サービス統計（企業の組織内活動と外部化）について  
(4) 環境統計について  
(5) その他

### 5 議事概要

#### (1) グローバル化関連統計について

富浦委員から、資料1に基づき、「グローバル化関連統計」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ 委託加工契約に関する情報についてはSNAのリビジョン1でも議論になっており、これが利用できるかどうかは産業連関表や国際収支表にも影響する重要な問題。
- ・ 議論の方向性は正しく、是非実現して欲しいと思う。しかし、一方で、経済センサスで得られた母集団情報を関税局に提供し、高度利用できるようにすることは、関税局としての行政目的を超えているように思われる。実施体制をどうするかは工夫が必要。
- ・ 暫定的には関税局の輸出入事業者のコードと経済センサスを通して構築された母集団情報の企業コードをマッチングし、得られた企業属性情報を関税局に提供することで新統計を作るというアイデアはあり得るのではないか。

#### (2) GDP統計の精度向上に向けた検討について

門間委員から、資料2に基づき、「GDP統計の精度向上に向けた検討」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ 生産面のGDP推計は諸外国ではごく一般的に行われており、それを行っていない

い日本のような国は少数派である。生産面、分配面のGDP公表の必要性については、もう少し踏み込んだ表現とすべき。

- ・ 公的部門分類など、国民経済計算部会の事務方で既に作業に着手しているものについては、検討の期限を示すなどしてスピードアップしていきたい。また、実際に部門分類を組み替えるということになると、SNA全体の分類に大きく影響を与えるので、タイミングとしては次の基準改定の機会になるのではないか。
- ・ 基礎統計の整備以外で、加工統計の段階でGDPをよくするという事は、意味不明な改定が起こらないようにすることがポイント。リビジョン・スタディをしっかりと行い、改定の内容をしっかりと要因分解しないと、正しい改善の方向は見えてこない。
- ・ 工業統計と生産動態統計の乖離縮小は重要だが、統計の癖を考慮した推計を行っていく必要もあるのではないか。工業統計は暦年ベースとされているが、年度ベースで報告しても良いということになっており、実態は半年ぐらいつれていているという感じをもっている。そうした点も考慮する必要がある。
- ・ 確報において、名目GDPの需要項目のシェアが大きく改定されることがあり、景気判断をしていく上で問題になっている。
- ・ 民間設備投資は、設備投資全体から公的設備投資を控除して求めているため、公的投資の部分が間違っていると民間投資も間違ってしまう。財政統計から如何に進捗ベースに近い適切な計数を引き出してくるかが問題。
- ・ 家計消費状況調査は推計にも取り込まれているが、これで十分なのか、まだ改善の余地があるのか方向性を詰めていくことが必要なのではないか。この調査はまだ自由度が高いので、工夫をすることでいろいろな課題に何らかの答えを出すような方向性を探れるのではないか。
- ・ 家計消費状況調査は、回収率が高くないため、それほど家計消費のぶれを補正する役割を果たしていないように見える。それでもQE推計に需要側統計を使わざるを得ないのは、生産動態統計が不十分であるからで、サービス産業動向調査の導入で供給側統計が充実するのであれば、需要側統計の利用比率をもっと低下させられるかも知れない。
- ・ 専門家が育っていないのはSNA担当部局に限らず、都道府県含め統計機構全体の問題。

### (3) サービス統計(企業の組織内活動と外部化)について

岡室委員から、資料3に基づき、「サービス統計(企業の組織内活動と外部化)」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ 企業の組織内活動は千差万別であり、統計調査でどれだけ実態に迫れるかには大きな期待は抱けない。例えば一口に「本社で管理」と言っても、その意味する

ところは各人各様である可能性が高い。調査票を実際に設計してみないと分からない。また、統計数字が出てしまうと、それが一人歩きする可能性があり、慎重に考えるべき。

- ・ 人事管理や財務等の機能が、企業の中でどの単位で管理されているのかについては情報が全くない。このため、例えば派遣や請負といった問題を捉えるとき、本社に一括して訊いた方が良いのか事業所ごとに訊いた方が良いのかも分からない。こうした情報がない部分について光を当てる必要はあるのではないか。
- ・ 企業の組織内活動はなかなか捕捉が困難かも知れないが、外部化については企業の組織の外に切り出されたものについて外から把握するということであり、委託契約など外形標準が比較的是っきりしたものもあるので定量的な把握が可能なのではないか。
- ・ 企業活動基本調査のように、全数調査を毎年行って把握する必要があるかは疑問。経済センサスで基準年をきちんと押さえ、中間年はサンプル調査で捉えるといったように、企業調査を全体として体系的にデザインすべきではないか。
- ・ 中長期的な課題として、企業・事業所等に関する統計の大統合化ということを考えておく必要があるのではないか。
- ・ 将来的には、ビジネスレジスターを構築し、企業をコード化して様々な統計とリンクさせ新たな統計を作り上げる方向を目指すべきである。

#### (4) 環境統計について

吉岡委員から、資料4に基づき、「環境統計」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ 犯罪・事故・災害など経済活動以外の活動のエネルギー消費量・CO<sub>2</sub>排出量を別掲推計すべきとのことだが、実際には難しいのではないか。
- ・ 負荷、発生源のうち特に焦点とすべき分野については、現行の統計で十分であるかどうか、十分でないとしたら、どう整備したらいいかということについて、関係府省と更に協議し、更に具体化を図っていく必要がある。

#### (5) その他

次回の会合は、「サービス統計（質の評価の困難なサービス活動）」、「母集団情報の整備（ビジネスレジスター）」などをテーマとして、6月2日（月）10：00から中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室で開催。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第11回） 議事概要

- 1 日 時 平成20年6月2日（月）10:00～12:20
- 2 場 所 中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室
- 3 出席者 舟岡委員（座長）、竹内委員長、岩本委員、大守委員、岡室委員、田辺委員、  
櫛委員、三輪委員、門間委員、山澤委員  
総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通  
省、日本銀行、東京都、埼玉県

### 【事務局】

中島内閣府統計委員会担当室長、長谷川内閣府統計委員会担当室参事官  
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、犬伏総務省政策統括官付統計審査官

- 4 議 事 (1) 母集団情報の整備（ビジネスレジスター）について  
(2) サービス統計（質の評価が困難なサービス活動）について  
(3) 各府省統計のレビューについて  
(4) その他

### 5 議事概要

#### (1) 母集団情報の整備（ビジネスレジスター）について

田辺委員から、資料1に基づき、「母集団情報の整備（ビジネスレジスター）」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ ビジネスレジスターの整備のために、既に法務省から法人登記情報の提供を受けることになっており、必要な措置に取り組んでいきたい。
- ・ 経済センサスについては、平成21年の基礎調査の実施計画の諮問を行ったところであり、23年や26年については、本ワーキンググループの趣旨を踏めこれから必要な検討をしていきたい。
- ・ 労働保険等の行政記録情報を活用して事業所の改廃情報を得る案については、現在厚生労働省の担当部局と協議中である。
- ・ 有価証券報告書情報（EDINET）のビジネスレジスターへの活用については、企業コードのマッチングなどの難易度を見極めつつ、取り込めるものは取り込んでいきたい。
- ・ 有価証券報告書情報（EDINET）は連結ベースであり、単体ベースの法人企業統計への活用については半期ないし年次計数に限られるという問題はあるが、前向きに検討したい。法人企業統計調査の結果とビジネスレジスターの連携については積極的に協力していきたい。

- ・ 商業統計、工業統計とビジネスレジスターの連携については、資料に示された方向で協力していきたい。最適化計画のシステム面の整備と合わせて進める必要があり、スケジュールを詰めなければならない。
- ・ 特許の出願公開後のデータ、貿易統計の輸出入者のデータをビジネスレジスターと連携させる案については、前向きに検討したい。その際、データ・マッチングの難易度、データの電子化の状況などを見極めて対応したい。
- ・ ビジネスレジスターに特許情報が入っている国はなく、実現すれば画期的であり、協力したい。ただし、特許情報は出願から 18 か月経ないと公開できない、これは国際的な共通の基準である。また、出願者が必ずしも企業の本社であるとは限らず、税率の安いシンガポールなど国外になるケースもあり、データのマッチングには留意する必要があるかも知れない。
- ・ 貿易統計とビジネスレジスターの連携については、事務量の分担やシステム改修に係る費用といった課題はあるが、輸出入者のコードを事業者データベースとマッチングさせて提供頂ければそれほど複雑な集計にならないと思う。言うまでもなく個別企業の情報の漏洩については十分配慮を願いたい。

## (2) サービス統計(質の評価の困難なサービス活動)について

三輪委員から、資料2に基づき、「サービス統計(質の評価の困難なサービス活動)」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ アトキンソン・レビューにおける課題は、統計委員会SNA部会の前身である国民経済計算調査会議でも既に取り上げられていた。また、医療や教育はWG3の審議分野とも重なる。SNA部会及びその下の専門小委員会、そしてWG3と適切な連携を図っていく必要がある。
- ・ 医療や労働分野はWG2及びWG3でそれぞれの視点から検討し、その上で調整を行うことになっている。
- ・ 統計の需要調査が必要という点について、欧米との比較もあるが、それだけでなく、そもそも論からの問題提起であると理解。今後は政策の必要性が説得的に説明できるようなものであるという視点が重要。
- ・ 政策の必要性を検討する政策評価としての個別の調査分析と、「経済統計」とは区別して考える必要があるのではないか。また需要調査については、有識者や政府関係者など、実際に携わっている人の問題意識を捉えることが重要。
- ・ 有効な政策評価が行えるような環境を作るための統計整備が必要ということ。需要調査は専門家を対象とすることをイメージしており、所管部局と近過ぎも遠過ぎもしない距離を実質的に維持できることが重要だと考えている。
- ・ 統計のあり方を検討するのに、現在の予算を前提とするとなかなか議論が進まない。

- ・ 統計に対する需要把握に専門家による議論が必要という趣旨に賛成する。現在の政策がデータに基づいておらず、具体的な政策課題の解決に役立つ統計を整備していくことは重要。そのための調査研究も不可欠である。

### (3) 各府省統計のレビューについて

総務省犬伏統計審査官、内閣府長谷川参事官から、「各府省統計のレビュー」についての説明があった。主な質疑は以下の通り。

- ・ 加工統計と基礎統計の関係については、SNA作成の観点から重要であっても、それ自体が重要でなければ基幹統計調査とはならないということか。
- ・ 基幹統計のバックデータがすべて基幹統計調査とならない。また、政府が作成するものでも統計としてそれ自体公表できないものは除外されうる。
- ・ WG1で予測を統計とするかどうかについての議論が行われており、予測も統計ということであればいろいろなものが入ってくるだろう。
- ・ サブワーキング会合で、各府省統計の改善方向を専門的な見地からご審議頂きたい。

### (4) その他

次回の会合は、「サービス統計（企業の組織内活動と外部化）」、「SNA推計のための基礎統計の整備（確報）」、「SNA推計のための基礎統計の整備（QE）」、「財政統計」をテーマとして、6月19日（木）10：00から中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室で開催。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

## 母集団情報の整備からビジネスレジスターの構築に向けて

2008.6.2

田辺・舟岡

### 1. 検討の対象

母集団情報の基盤となる経済センサス等のあり方に加えて、主要な統計調査の結果や行政情報等を活用してビジネスレジスターを構築するための必要な取り組みを検討・策定する。

### 2. 現状

#### (1) 母集団情報の整備と経済センサス

平成21年に実施される「経済センサス-基礎調査」は、実施計画案【資料1】が本年5月に統計委員会に諮問され、現在審議中である。平成23年に実施される「経済センサス-活動調査」は実施計画の策定に向けて検討中である。これらは、「統計行政の新たな展開方向」【参考1】、「政府統計の構造改革に向けて」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」【参考2】にもとづき、実施が確定した。これを受けて検討された「経済センサスの枠組みについて」【参考3】において、経済センサスの意義・目的は、「包括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ること」とされ、「平成21年に行政記録等の法人企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・法人企業の捕捉に重点を置いた調査を実施した上で、当該調査により得られた情報を有効に利用して、平成23年に経理項目の把握に重点を置いた調査を実施。」とされている。

これまでは、事業所・企業の母集団情報について、5年に2回実施の「事業所・企業統計調査」の結果を基本に、「商業統計調査」、「工業統計調査」の新設・廃止等の情報により更新してきた。平成21年以降は、法人登記情報の活用により、法人については母集団の名簿情報の整備が格段に進むとともに、「経済センサス-基礎調査」により、本社・支社の名寄せ情報の精度が大幅に向上する。これらは、平成23年に経理情報の把握に重点を置いた「経済センサス-活動調査」が適切に行われるための基礎的要件を成す。

#### (2) 事業所・企業データベースとビジネスレジスターの構築

個々の事業所、企業が調査対象となった履歴情報の提供及び事業所・企業に係る統計調査の実施に必要な母集団情報の提供を目的として、それぞれ平成14年4月及び17年4月から「事業所・企業データベース」が運用されている。データベースは平成11年4月の閣議決定にもとづいており、従来の「事業所・企業名簿情報データベースシステム」の更新情報として各種の統計調査の結果等を利用することに併せて、事業所や企業が重複して調査対象となる状況を回避、是正する機能を持たせたものである。主要な情報は「事業所・企業統計調査」の結果が基本であり、その他「商業統計調査」、「工業統計調査」、「法人企業統計調査」の結果から新設・廃業等の情報を利用している。「事業所・企業デ

データベース」以外にも、母集団情報として各府省が独自に保有しているものがあり、それを利用した統計調査も数多く実施されていること、利用が中央省庁に限定されている（注）ことなどにより、「事業所・企業データベース」の母集団情報としての利用は年間5件程度にとどまっている【資料2】。行政情報を利用できないため対象の捕捉が不十分であることや抽出のための情報が限られていること等による。

（注）平成21年度からは地方公共団体も利用可能となる予定であり、現在事業所名簿を利用しているユーザすべてがデータベースを利用すると仮定した場合、利用者は年間延べ200件程度に増加することが見込まれる。

これに対して、最近になって、行政情報を活用して作成されるビジネスレジスターの構築に向けての新たな展開が可能な状況となっている。

第1は、統計法が抜本的に改正され、平成21年4月から全面施行されることである。新たな統計法の第27条に、総務大臣が正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担軽減に資するため、統計調査の調査票情報の利用や法人その他の団体に対する照会その他の方法によって事業所母集団データベースを整備することが規定されている。

さらに、同条第2項において、行政機関の長等は、事業所に関する統計調査のための対象の抽出や統計の作成のために、事業所母集団データベースに登録された情報の提供を受けることが出来る旨、規定されている。すなわち、「事業所母集団データベース」を単に統計調査における事業所抽出のためのデータベースから、統計を作成する基礎となる情報を包含するデータベースへ視野を広げたものとして規定している。

また、第29条に、正確かつ効率的な統計の作成、又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与する場合には、行政記録情報を用いることが出来ることと規定されている。これまでは行政記録情報に関してその提供を求める根拠がなかったのに対して、新たな統計法の下で母集団データベースの整備のために活用する道が開かれた。

第2は、経済センサスがすべての事業所・企業を対象として、平成21年以降、5年に2回の周期で実施されることである。平成21年に実施される「経済センサス-基礎調査」においては、法人登記情報の活用により、法人企業の把握がほぼ完備に近い状況となる。さらに、本社・支社の名寄せ情報の精度が大幅に向上し、母集団の名簿情報の整備が格段に進むことが期待される。引き続いて平成23年に実施される「経済センサス-活動調査」によって、全産業にわたって、売上高、人件費等の経理情報を母集団情報として取り込むことが可能となる。

### 3. 問題の所在

#### (1) 母集団情報の整備と経済センサス

「経済センサス-活動調査」は全産業にわたって経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の整備を目的として、事業所・企業に係る経理事項について、5年ごとに、産業別に調査票を配り分ける方法で調査される。同調査が適切かつ効率的に実施されるため

には、事業所・企業に関する準備調査名簿がより良く整備される必要がある。

平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」は法人登記情報を活用することにより、調査時点の法人企業の把握はほぼ完備に近い状況が期待される。しかしながら、近年、企業の改廃は激しく、法人登記情報によれば平成 18 年の設立法人数は 10 万 6 千であり、本店の移転登記を行った法人数は 7 万 8 千である。平成 21 年から 23 年の 2 年間に新設、移転する法人数はかなりの数に上るものと予想される。「経済センサス」は、法人企業については傘下の事業所の情報を本社等で一括して記入する調査方法を採用することとしている。平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」以降の新設法人や移転法人の名簿が不備であるならば、2 年後に実施される「経済センサス-活動調査」において大きな混乱を惹き起こすことが懸念される。

「経済センサス-活動調査」は平成 23 年調査の 5 年後の平成 28 年に第 2 回目が実施される。その準備調査名簿をどのように整備するかは現段階で確定していない。産業別に調査票を配り分ける方法において、企業における傘下の事業所の情報の把握は不可欠であるが、事業所の改廃や業種転換は 5 年経過すれば顕著である。また、「平成 18 年事業所・企業統計調査」によれば、平成 13 年～18 年の 5 年間に新設された個人企業の事業所数は 52 万 5 千事業所となっている。法人企業事業所と同様、個人企業事業所についても大量の新規の調査対象が出現することが予想される。個人企業の新設と業種等の情報を把握することは、平成 28 年調査の円滑な実施において強く求められる。

これまで、事業所・企業の母集団情報の整備を目的として実施されてきた「事業所・企業統計調査」では、本社・支社の関係に加えて、親会社・子会社の関係についても調査してきた。母集団名簿情報の一環として、本社と支社の名寄せや親会社と子会社の名寄せが行われてきたが、それぞれ、支社から捉えた本社情報、子会社から捉えた親会社情報に依拠せざるを得なかったため、それらの照合は十分とはいえない状況にあった。平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」では、本社一括調査の方法で傘下の事業所の情報を把握するので、企業と事業所（本社と支社）を対応させた名簿情報はほぼ完備すると期待される。他方、親会社・子会社の関係については従来通り、子会社から捉えた親会社情報しか調査しないので、親会社と子会社の名寄せ照合の精度が大きく向上するとは期待されない。近年、企業の分社化、持株会社化、海外展開等、企業活動を捉える際に、企業グループとしての活動を捉えることが求められている。こうした実態を統計調査から明らかにする上で、それを可能とする企業グループの名簿情報が適切に使用できない状況にあることは大きな問題である。

## (2) 事業所・企業データベースとビジネスレジスターの構築

上記の(1)への対処が実現したとしても、ビジネスレジスターの構築に向けて、現行の事業所・企業データベースを展開する上で、さらに以下の問題点が残る。

第1に、事業所に係る情報が適時、適切に捉えられない点である。わが国では、経済統計の大半が事業所を単位として調査されており、事業所についての最新の母集団情報

が利用できなければ、これら調査において結果の精度が低下することとなる。例えば、「毎月勤労統計調査」において、時系列の結果に母集団情報の不備による断層が生じるため、標本切り替え時の年初に断層の補正が必要となっている。参考として、【資料3】に平成19年1月時の補正率（母集団を平成13年事業所・企業統計調査から平成16年事業所・企業統計調査に切り替えた際の補正率）を示す。少なからぬ補正率となっていることが分かる。

第2に、経済センサスの調査実施とデータベースの更新の間に時間的なズレが発生する点である。通常、データベースを更新するための情報が利用可能になるのは調査結果の公表の一定期間後である。例えば、「平成18年事業所・企業統計調査」は平成18年10月1日現在で実施され、速報結果は平成19年7月に、確報結果は同年12月に公表され、確認済みの調査結果にもとづいてデータベースは平成20年4月に更新された。調査時点からデータベースの更新まで1年半程度を要しており、データベースが整備された時点で、母集団情報として劣化していることになる。

第3に、行政情報を統計情報として十分に活用していない点である。経済センサスの実施以降の事業所・企業に係る統計調査においては、事業所および企業に共通の識別番号が付与され、各種の経済統計をリンケージして高度な統計情報が生み出されていくものと予想される。他方、行政情報についても事業所・企業データベースと接合することによって、事業所・企業の属性情報と組み合わせることや行政情報相互の突合を通して、有効な統計情報を作成することが期待されるが、現在そのような状況にない。

#### 4．海外の主要国の状況

欧米の主要国では、事業所・企業に係る母集団情報として、各種の行政情報を活用してビジネスレジスターを構築している。ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報の提供、統計調査に必要な標本の抽出や報告者負担等の調整、蓄積された情報を用いた事業所・企業に係る統計の作成に活用されている。登録されている情報単位は、事業所に相当する場所的単位、会社等の法的単位、企業単位であり、近年、企業グループについて整備する方向が強まっている。情報源として、統計調査の結果による他、税務データ、登記データ、社会保障データ等の行政情報を最大限に活用しており、その利用のための法制度も整っている。詳細は【資料4】に示す。

アメリカ、カナダ、スウェーデン、フランスについて、各種の行政情報を統計調査結果と組み合わせて、事業所・企業に係る母集団情報をどのように整備しているかを簡単に紹介する。

(アメリカ)

米国では、経済センサスを実施するための事業所・企業の母集団名簿情報として、内国歳入庁(IRS)、社会保障庁(SSA)、労働統計局(BLS)が提供する行政情報を利用している。IRSの情報から名称、所在地、経営組織、雇用者数、事業内容等の基本的な属性情報が利

用可能であり、SSA と BLS の情報から業種別に調査票を配り分けるための基礎となる産業分類コードが利用可能である。名簿情報の更新は情報ごとに、年、四半期、月次、週次で行われ、最新の母集団情報が整備されている。こうした行政情報は雇用主識別番号 (EIN) を記録単位としており、複数の事業所を有する企業については、統計調査単位である事業所や企業とは必ずしも一致しない。これを補正し、企業の組織構造を把握するため、経済センサス実施年である西暦末尾 2 と 7 の年を除く毎年、会社組織調査 (COS) を実施し、企業が開業、継続、廃業、売却した事業所の確認と、各事業所の雇用者数・給与支払額等を調査している。子会社等の所有・支配している企業についても同様である。

#### (カナダ)

カナダでは、多くの経済調査を実施するための事業所・企業の母集団情報として、カナダ歳入庁が提供する行政情報を利用している。この情報から事業者番号、名称、所在地、連絡先等が利用可能である。このほか、カナダ統計局が母集団フレーム更新のための企業調査（企業の内部構造等の調査）を行っている。母集団情報は、カナダ歳入庁からのデータ（源泉徴収税の申告情報）により、毎月更新される。母集団情報では、統計的単位として 企業、会社、事業所及び 場所単位の 4 単位を設定している。母集団情報には、事業所ごとに主たる活動とその全体におけるウェイトが記録されており、産業分類格付が行われている。

#### (スウェーデン)

スウェーデンでは、事業所・企業の母集団情報として、中央統計局によって付けられた ID 番号のほか、名称、郵送・連絡用住所、従業員数（階級値のみ）、産業分類等が収録されている。これらは、国税庁、特許・会計登記担当省庁、郵便局等が提供する行政情報を利用している（従業員数のデータは、源泉徴収システムから入手。産業分類は、単独事業所のみ企業については国税庁の地方部局において実施されたものを入手。郵送用住所については郵便局から情報を入手）。名簿情報の更新は、郵送用住所については随時、国税関係データについては月 2 回行われる。複数事業所を持つ企業や大企業に対しては、事業所数の増減や活動状況をフォローするための年次調査が実施されている。名簿情報の単位は、行政情報では定義等が明確でないため、統計に適するよう 事業所、事業所グループ及び 企業の 3 つのレベルにおいて統計単位の定義を行い、公表時にはこの統計単位に基づいて行うよう義務付けている。

#### (フランス)

フランスでは、事業所・企業の母集団情報として、企業手続センター (CFE) から提供される行政情報のほか、税務データ、年次社会データの申告 (DADS) 等の行政情報を利用している。CFE の情報から名称、所在地、事業所の新設、変更、改廃等の情報が利用可能であり、DADS からは雇用者数が利用可能である。産業分類（企業の主な活動 (APE)）は、企業に関する年次調査の調整システム (OCEAN システム) を利用してチェック、更新されている。名簿情報の更新は、CFE からの情報については毎日、DADS からの情報につ

いては毎年行われているほか、OCEAN システムに登録されている情報とは毎年突き合せが行われている。母集団情報は、企業（SIREN）、事業所（SIRET）、地理（TOPO）、企業・事業所の新設・改廃（EVENT）等の6つのコードにより管理されている。母集団情報は、OCEAN システムに提供され、標本抽出の基礎データとなっている。

## 5．問題への対処

### （1）母集団情報の整備と経済センサス

法人登記情報については、今後、新設・廃止などの更新データを毎月利用することが可能となっている。この情報にもとづいて、事業所・企業の母集団情報を更新することにより、法人企業については常に最新の母集団情報を利用することが可能となる。ただし、法人登記情報には本社の名称・所在地等の情報しか存在しないため、母集団情報として有効に活用するためには、業種、従業者数等の情報が必要であり、その確認のための何らかの調査が必要である。統計法第27条に規定される「法人その他の団体に対する照会その他の方法」【資料5】に従って、往復郵便等による照会で、業種名、従業者数、事業所数等の回答を得ることが有効と考えられる。事業所・企業データベースとして母集団情報を管理する総務省統計局が、平成22年以降の毎月、責任を持って実施することが適当である。

「経済センサス-活動調査」は産業別に調査票を配り分ける方法によって実施されるので、企業の傘下の事業所に関する所在情報の更新や業種、従業者規模等の属性情報の適切な把握が肝要である。個人企業の改廃等についても利用できる行政情報の目途が立っていない。また、企業の親子関係の構造を明らかにするためには、親会社から捉えた子会社の情報を新たに調査することが必要であるが、平成23年実施の「経済センサス-活動調査」では経理事項を（業種によっては詳細に）調査することを予定しているため、そのような調査事項を盛り込んだ調査の実施は困難である。したがって、5年ごとに実施が予定されている「経済センサス-活動調査」の中間年の平成26年に、「経済センサス-基礎調査」を引き継ぐ形で、上述の情報を的確に捉える調査を実施し、その中で併せて、本社機能の詳細等に関する調査事項を盛り込み、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにすることが適当である。

### （2）事業所・企業データベースとビジネスレジスターの構築

現行の事業所・企業データベースに以下の対応を措置して、欧米主要国のビジネスレジスターと同等の機能を有するビジネスレジスターの構築に向けて開始することが適当である。

第1に、事業所の異動情報について行政情報を活用することである。事業所の新設・廃止に係る行政情報としては、雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成立届、厚生年金保険新規適用届等がある。それぞれ、厚生労働省の職業安定局、労働基準局、社会保険庁が所管している。これらの行政情報の捉える事業所と統計調査における事業所の範

困が異なっていることもあるので、1人以上の雇用者のいる事業所数は「平成18年事業所・企業統計調査」の439万事業所に対して、雇用保険適用事業所設置届において201万事業所(平成18年度末)、労働保険関係成立届において264万事業所(平成18年度末)、厚生年金保険新規適用届において166万事業所(平成18年9月末)である。平成21年以降、法人登記以外のこれら行政情報も併せて活用し、法人企業の事業所等の新設・廃止等を可能な限り把握することは、ビジネスレジスターの構築においてきわめて有用であり、その活用の推進を図ることが強く求められる。さらに、労働保険については、名称、所在地のほか、本所の名称・所在地、事業の概要、常時使用労働者数の情報も届出されている。これらが利用できれば、法人登記情報から得られた新設法人に対する照会その他の方法に相当する業務を省略又は簡略化できる可能性があり、電子化の状況、データの有用性、費用対効果などを事前に十分に検証した上で利用する方向を検討すべきである。(現在、WG4で検討・調整中)

第2に、母集団情報の劣化を可能な限り緩和するためには、早期に利用可能な事業所・企業に係る情報の活用を追求することである。株式市場に上場するすべての会社(約4,000社)は、自社の有価証券報告書などをE D I N E T(「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」Electronic Disclosure for Investors' NETwork)に報告することが義務化されており、これらの報告書は誰でもインターネット上で閲覧できるようになっている。法令に基づき、有価証券報告書は決算後3か月以内に、四半期報告は決算後45日以内に、それぞれ提出することとされており、上場会社についてはビジネスレジスターに取り込むべき主要な財務データとして早期に利用可能である。従来のシステムはPDFで報告書を閲覧させていたため、電磁的な処理が困難であったことに加えて、各社ごとに異なる勘定科目の計上を統一的に処理するためには、多大な費用と労力を必要とした。平成20年3月から稼働を開始したE D I N E Tの新システムでは、X B R L(eXtensible Business Report Language)に対応した財務諸表の提出を平成20年度第1四半期の四半期報告分から義務化している。今後、財務諸表データの利用が格段に容易となり、効率的なデータベースの作成に資することが期待される。金融・保険を除く上場会社の売上高は、【資料6】に見るように法人企業統計の資本金1億円以上の企業の売上高の50%に達する。経常利益では60%近い。さらに、資本金10億円以上の大企業については、企業数は約1/2であるが、売上高では70%、経常利益では73%を占める。連結ベースの計数では、法人企業統計の資本金1億円以上の全企業の売上高合計の84%、約274万の全企業の売上高合計の46%となる。このことから、企業活動を全体的に捉える際に、上場会社の財務諸表データの活用がいかほど有用であるかが理解される。総務省政策統括官室・統計局は財務省と協力して、平成21年度からこれらのデータをビジネスレジスターの中間的なファイルに収納し、法人企業統計に活用する具体的方策を検討する一方、法人企業統計調査の結果についても、一定規模以上の企業について、売上高、総資産等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報

源として利用する方向を検討すべきである。工業統計調査、商業統計調査等のセンサス型の調査結果の利用についても、同様に経済産業省との検討を速やかに開始すべきである。なお、統計調査結果により得られた経理情報を含むデータを利用する場合は、統計法第40条に規定する情報の適正管理の規定を一層厳格に運用することが求められる。

第3に、ビジネスレジスターを介在して、行政情報から有効な統計情報を作成する作業を開始することが求められる。事業所・企業データベースにおいて付番した事業所・企業の識別番号をすべての統計調査で共通のものとして活用することは、統計調査の効率化、調査結果の高度利用の観点から言うまでもない。さらに、行政情報ごとの事業所・企業識別番号を事業所・企業データベースの事業所・企業識別番号と対応させ、ビジネスレジスターに収納し、有効な統計情報の作成を目指すべきである。

対象事例として、特許庁が公表する出願公開後のデータ（公開特許公報、審査経過情報、特許公報）等がある。これらは出願単位での個々の情報であり、出願人の名称・住所等の情報が含まれている。企業出願人単位でまとめた産業財産権の出願や取得の件数データ等を財務データ等と結合して利用すれば、知的財産活動を明らかにする貴重な情報が得られる。産業財産権の企業出願人の名称・所在地は企業の登記情報とは一致しない場合もあるが、事業所・企業データベースを管理する総務省統計局が両者の照合作業を速やかに行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納することによって、近年重要性を増している知的財産活動についてのより多くの統計情報を作成することが可能となる。

もう1例を挙げれば、貿易統計の高付加価値化に向けた取り組みである。貿易統計に輸出入者の産業・企業規模等の属性を付加して統計化すれば、そこから価値のある情報が得られる。そのために、事業所・企業データベースを管理する総務省統計局は事業所・企業識別番号と貿易統計の基礎となる輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード（現行のJASTPROコード〔JAPAN SHIPPERS & CONSIGNEES STANDARD CODE〕）を照合する作業を速やかに行い、両者の照合情報をビジネスレジスターに収納することが求められる。

## 6. 期待される効果

法人企業に関する最新の母集団情報が常時整備されることによって、「経済センサス活動調査」に限らず、法人企業に係る統計調査の高い精度が確保できる。とりわけ、動態統計調査による動向の把握において顕著である。さらに、事業所・企業の識別番号をすべての統計調査に共通のものとし、事業所・企業に関する統計調査結果から得られた被調査履歴等を一元的に管理することを通して、法人企業・事業所の新規開業に加えて、廃業の情報を業種別・規模別に毎年把握することが可能となる。

母集団情報の整備を通じて得られる企業・事業所の毎年の新規開業、廃業等に関する情報は、経済活動の活発さや新陳代謝などを表す新たな統計として有用なものとなることが期待される。

さらに、企業グループの名簿情報の整備によって、海外に展開する子会社等に対する統計調査を実施することが可能となる。これによって、企業のグローバル化の国内企業・事業所の展開との関連を明らかにしたり、分社化・持株会社等の企業組織の変更による影響を分析することが可能となる。

本社と支社等の照合情報にもとづいて、「工業統計調査」、「商業統計調査」等の事業所に係る結果を本社機能の情報と統合して、企業に係る統計に編成する方向を目指すことが可能となる。

行政情報にもとづいて新設事業所の把握が可能となれば、事業所に係る母集団情報が随時更新され、統計調査の結果の精度がこれまでよりも向上する。また、事業所の属性情報によって、新設法人に対する照会等の業務が代替、ないし軽減されるものと期待される。

上場会社の財務諸表データについて、統一した形式で中間的に収納するデータベースを作成し、ここからビジネスレジスターや法人企業統計、企業活動基本調査等の企業統計に必要な情報を移送することで、正確な情報を早期に利用できると同時に、調査客体の負担軽減に寄与する。

特許出願に関する公表データ、JASTPRO等とリンクできる情報をビジネスレジスターに収納することによって、行政情報に事業所・企業属性を付加した、より有用性の高い統計が作成される。さらに、将来的には、科学技術研究調査・知的財産活動統計や貿易統計の情報とビジネスレジスターに収録される事業所・企業に係る情報を総合して、拡大した新たな情報から統計を作成する方向に進展することが期待される。

【資料 1】

平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」の実施計画案  
別紙

【資料 2】事業所・企業データベースにもとづく母集団情報の利用状況

(平成 17 年度)

調査名	統計の種類	利用省庁
法人土地基本調査予備調査	承認統計	国土交通省
法人建物調査予備調査	承認統計	国土交通省
宿泊統計調査予備調査	承認統計	国土交通省
事業所・企業統計調査(名簿整備)	指定統計	総務省

(平成 18 年度)

調査名	統計の種類	利用省庁
宿泊旅行統計調査第二次予備調査	承認統計	国土交通省
平成17年産業連関表作成のための特別調査(こん包業に関する投入調査)	承認統計	
経済産業省企業活動基本調査	指定統計	経済産業省
法人土地基本調査予備調査	承認統計	国土交通省
法人建物調査予備調査	承認統計	国土交通省
工業統計調査	指定統計	経済産業省

(平成 19 年度)

調査名	統計の種類	利用省庁
中小企業実態基本調査	承認統計	経済産業省
法人土地基本調査	指定統計	国土交通省
法人建物調査	承認統計	国土交通省
通信利用動向調査	承認統計	総務省
環境投資実態調査試験調査	承認統計	環境省

【資料3】 毎月勤労統計調査における標本切り替えに伴うギャップ率（事業所規模30人以上・平成19年1月）

産 業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与			常用労働者数（本月末労働者数）			実労働時間数（総実労働時間数）			実労働時間数（所定内労働時間数）		
	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）
調査産業計	311,853	306,614	-1.7	301,704	297,345	-1.4	10,149	9,269	-8.7	25,279	25,255	-0.1	144.2	144.9	0.5	131.6	132.0	0.3
D 鉱業	387,614	394,678	1.8	372,187	374,362	0.6	15,427	20,316	31.7	10	9	-10.0	153.7	156.0	1.5	139.7	142.9	2.3
E 建設業	368,284	375,358	1.9	361,246	355,163	-1.7	7,038	20,195	186.9	1,052	1,045	-0.7	159.8	159.8	0.0	143.2	144.9	1.2
F 製造業	333,332	322,968	-3.1	323,009	313,685	-2.9	10,323	9,283	-10.1	6,348	6,344	-0.1	151.7	151.8	0.1	134.7	134.7	0.0
G 電気・ガス業	462,517	462,779	0.1	457,977	453,785	-0.9	4,540	8,994	98.1	225	224	-0.4	148.0	149.8	1.2	134.3	135.4	0.8
H 情報通信業	428,278	392,958	-8.2	399,951	384,289	-3.9	28,327	8,669	-69.4	1,056	1,054	-0.2	153.1	155.0	1.2	135.2	137.1	1.4
I 運輸業	319,123	299,105	-6.3	309,850	290,179	-6.3	9,273	8,926	-3.7	1,887	1,865	-1.2	171.8	168.3	-2.0	145.6	143.5	-1.4
J 卸売・小売業	251,081	246,975	-1.6	244,520	240,016	-1.8	6,561	6,959	6.1	3,987	3,989	0.1	134.9	137.4	1.9	127.5	129.0	1.2
K 金融・保険業	462,207	433,328	-6.2	419,950	422,394	0.6	42,257	10,934	-74.1	809	810	0.1	144.6	144.4	-0.1	131.7	133.1	1.1
L 不動産業	351,720	346,966	-1.4	340,111	327,097	-3.8	11,609	19,869	71.2	179	181	1.1	142.7	143.7	0.7	132.7	133.3	0.5
M 飲食店・宿泊業	156,403	170,690	9.1	153,254	166,170	8.4	3,149	4,520	43.5	1,205	1,208	0.2	121.1	122.6	1.2	113.2	115.5	2.0
N 医療・福祉	317,190	313,376	-1.2	311,107	304,503	-2.1	6,083	8,873	45.9	2,853	2,850	-0.1	144.0	139.4	-3.2	137.1	131.8	-3.9
O 教育・学習支援業	367,921	374,697	1.8	361,650	368,279	1.8	6,271	6,418	2.3	1,596	1,600	0.3	121.4	126.4	4.1	118.0	120.7	2.3
P 複合サービス業	291,665	306,854	5.2	279,071	298,053	6.8	12,594	8,801	-30.1	424	434	2.4	144.0	152.2	5.7	130.6	136.9	4.8
Q サービス業	267,702	272,599	1.8	257,799	261,330	1.4	9,903	11,269	13.8	3,645	3,641	-0.1	137.5	141.4	2.8	126.5	129.3	2.2
(他に分類されないもの)																		

(注1) 平成13年事業所・企業統計調査結果を母集団とした推計結果

(注2) 平成16年事業所・企業統計調査結果を母集団とした推計結果

(注3) 30人以上規模事業所（第一種事業所）の抽出替えに伴う、旧調査結果から見た新調査結果のギャップ率

【資料】 毎月勤労統計調査月報 - 全国調査 - (平成19年1月分)

【資料4】主要国のビジネスレジスターについて（1）

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス
作成機関	センサス局	カナダ統計局	国家統計局（ONS）	国立統計経済研究所（INSEE）
ビジネスレジスターの名称	ビジネスレジスター（BR）	ビジネスレジスター（BR）	省庁間ビジネスレジスター（IDBR）	SIRENE
情報源（統計調査名、行政記録の内容、等）	内国歳入庁（IRS）の納税記録 労働統計局の産業コード 年次企業組織調査 経済センサス（5年毎） 現状調査	主要なソースは、カナダ歳入庁の行政データ ・事業者番号（BN）登録ファイル ・納税ファイル（法人、非法人、物品サービス税（GST）） ・賃金控除会計ファイル 複合企業のプロファイリング（複数の法律、複数活動、複数所在地） 経済調査からのフィードバック	歳入税関庁のVATトレーダー - 貿易レジスター 歳入税関庁の源泉課税（PAYE: Pay As You Earn）対象雇用者 - COP 雇用者データベース 法人会議所の法人企業 - 企業登記簿 Dun & Bradstreet 社が保有する企業グループの構造  <ONSの調査データ及び下記の省庁の調査データにより補完される> 北アイルランド企業貿易投資省（DETINI） ビジネス企業規制改革省（BERR） 環境食糧農林省（Defra）の農場レジスター	税務管理ファイル 社会保障ファイル 統計調査
収録情報及び構成  ・収録情報の内容及び更新周期	<収録情報> ・識別番号 ・主要名称、2次的名称 ・住所 ・記入担当者名 ・電話番号 ・物理的所在地 ・雇用 ・人件費 ・収益 ・資産 ・経済センサスの詳細なデータ ・対象範囲 ・経営状態  <更新周期> フローベース。納税記録及	主要事業識別情報 ・カナダ歳入庁から与えられる事業者番号 ・正式名称、事業名称 ・正式住所、事業所在地 ・電話番号 ・連絡先  主要層別情報 ・北米産業分類システム（NAICS） ・地理的情報 ・州コード ・準州コード ・規模情報（収益、従業員数）  その他の情報	IDBRは、以下を含み、ビジネスレジスターの構造や利用に関連する全てのEU法に全面的に準拠している。  ・統計目的のためのビジネスレジスター構築における共同体の調整に関する理事会規則（EEC）No.2186/93 ・共同体における生産システムの観察及び分析のための統計単位に関する理事会規則（EEC）No.696/93  <収録情報> ・識別番号 ・名称 ・住所（郵便番号） ・法人識別番号 ・開業日 ・廃業日	下記の情報については、登録が必須。（統計目的のためのビジネスレジスター構築における共同体の調整に関する1993年7月22日付け理事会規則（EEC）No.2186/93より。）  <法的単位の登録には以下の情報が含まれる。> ・識別番号 ・名称、所在地、電話番号、メールアドレス、FAX番号・年次決算報告義務の有無 ・開業日 ・廃業日 ・法的形態 ・非居住企業の名称、所在地 ・法的単位をコントロールしている法的単位の識別番号

<p>び調査回答は、受領の都度処理される。必要に応じ、アナリストによりインタラクティブ(相互)に更新が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営状態(営業、休業)</li> <li>・ 法的単位間の所有の関係(複合企業のみ)</li> <li>・ 操業開始日</li> <li>・ 操業停止日</li> <li>・ 会計類型(投資、利益、コスト及び収益中心)</li> <li>・ 統計的識別(企業、会社、事業所、所在地)など</li> </ul> <p>&lt;更新周期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BR</li> <li>カナダ歳入庁から入手する行政データを利用し、毎月更新</li> <li>・ 法人及び非法人の納税ファイル</li> <li>通常、年間ベースでカナダ歳入庁へ登録</li> <li>・ 大企業のプロファイリング</li> <li>進行中。(電話による照会、直接訪問)</li> <li>・ 調査による更新は、様々な経済調査から日々入手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用者及び就業者</li> <li>・ 売上高</li> <li>・ 法的形態</li> <li>・ 企業番号</li> <li>・ 主たる活動(標準産業分類 SIC2003/SIC2007)</li> <li>・ 従たる活動(標準産業分類 SIC2004/2007)</li> <li>・ 国籍</li> </ul> <p>&lt;更新周期&gt;</p> <p>IDBR は、行政ソースの包括的な範囲のデータに基づいている。歳入税関庁の VAT 業者に関する情報は毎日更新され、歳入税関庁の源泉課税対象雇用者に関する情報は四半期ごとに更新される。調査結果、とりわけビジネスレジスター調査からの追加情報は、毎年7月に IDBR に反映される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (法人について) 法的単位の公益事業の特徴</li> <li>・ 税関ファイルを含む、その他の関連ファイルの利用</li> </ul> <p>&lt;事業所のレコードには以下の情報が含まれる。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 識別番号</li> <li>・ 名称、所在地、電話番号、メールアドレス、FAX 番号</li> <li>・ NACE (経済活動別統計分類) Rev1 の4桁レベルの活動コード</li> <li>・ 2次の活動</li> <li>・ 従業者規模</li> <li>・ 開業日</li> <li>・ 廃業日</li> <li>・ 地理的位置コード(領域単位)</li> <li>・ 事業所が含まれるレジスター情報や、統計目的に利用可能な情報を含む関連レジスター情報</li> <li>・ 事業所の属する企業の識別番号</li> <li>・ 企業の副次的活動について当該事業所での活動の有無</li> </ul> <p>&lt;企業のレコードには以下の情報が含まれる。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 識別番号</li> <li>・ 法的に企業責任を有する法的単位の識別番号</li> <li>・ 企業の主な活動または全ての活動が含まれる NACE Rev.1 の4桁レベルの活動コード</li> <li>・ NACE Rev.1 の4桁レベルにおける2次の活動(該当があれば)(2次の活動が、要素費用において、全活動の粗付加価値の10%に達する場合、あるいは国内活動の5%以上を占める場合)</li> <li>・ 従業員規模</li> <li>・ 開業日</li> </ul>
--	--	---	---

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃業日</li> <li>・財およびサービスの純売上高</li> <li>・純資産</li> </ul> <p>&lt;更新周期&gt; 新規登録および更新データは、CFE s (Center for Business Procedures 業務手続きセンター)を通じて、INSEEに日々送信される。 ビジネスレジスターの法的単位および事業所について、年間約200万件の動きがある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収録情報の構成 (収録情報数、情報源別収録情報等)</li> </ul>	<p>&lt;収録情報数&gt; 27,000,000 企業 28,000,000 事業所</p> <p>このうち、雇用者を持たない事業所を20,000,000含む。全ての納税データ及び経済センサスデータが蓄積される。</p>	<p>&lt;収録情報数&gt; 2007年12月現在 2,290,139 企業 2,389,330 事業所</p> <p>BR上の全ての単位は、上記で列挙されたように、同じ情報を含む。 複合企業に関して調査された関連情報を使って、全ての事業所を含んだ経営組織構造を作成し管理するため、企業をプロファイルしている。</p>	<p>&lt;収録情報数&gt; 2007年3月現在 2,352,788 法的単位 2,314,599 企業 2,815,408 事業所 59,521 企業グループ</p> <p>データは、ONSがEurostatへ提出しているビジネスレジスター調査票のデータと一致している。</p>	<p>&lt;収録情報数&gt; 6,500,000 法的単位 (うち企業数は約4,000,000)</p>
<p>ビジネスレジスターの活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母集団として利用 (どのような統計調査の母集団として利用したか)</li> </ul>	<p>BRの主要な機能は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業以外の全ての経済部門をカバーする年次、月次、四半期調査を含む経済調査の母集団</li> <li>・行政記録情報(大部分は連邦税データ)の中央倉庫であり、センサス局の経済プログラムに利用される</li> <li>・収集及び処理のための中央サポート機能</li> <li>・年次郡別ビジネスパターン及びZIP Business</li> </ul>	<p>大部分の経済調査及び施設調査の母集団としてBRが利用されている。</p> <p>また、BRは、調査客体の登録や報告負担のモニタリング、ビジネスデモグラフィデータの優れたソースとしても活用される。</p> <p>現在、100以上の調査でBRが母集団として利用されている。これらの調査の大部分は、生産・金融・特性調査である。 (例)</p>	<p>ONSやその他の政府部局によって実施されるビジネス調査の抽出フレーム。</p> <p>2005 - 2006年の期間に、ONSは70のビジネス調査を実施し、(委託を受けた)地方自治体は286,000企業に1,662,880の調査票を配布した。</p>	

	<p>Patterns(郵便番号エリア別の企業データベース)における、産業・地理別基礎的な雇用・給与測定ソース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究リソース</li> <li>・関税表やその他の特別な研究(実費償還プロジェクト)の既存のデータベース</li> <li>・再編や所有権の変更を通して単位を追跡し、ビジネスデモグラフィーの情報を提供する長期研究の基礎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月次及び年次製造業調査</li> <li>・月次及び年次卸売業・小売業調査</li> <li>・年次サービス業調査</li> <li>・四半期別金融調査</li> </ul>		
<p>・統計作成に利用 (どのような統計を作成したか)</p>	<p>詳細な産業レベル・地理レベルで、事業所数、就業者数、雇用の給与、雇用の持たない事業所の総収入に関して、ビジネスレジスターから統計が毎年公表される。</p>	<p>BR は官庁統計の作成には使われないが、しばしば、企業規模別(収益の程度、従業員数)・活動の部門別・州別の企業及び事業所数のような、ビジネスデモグラフィー統計の作成に利用される。</p>	<p>国家統計の独立性を保持し、2008年4月に全面施行される新統計法は、研究を目的とする研究者に対して、また、北アイルランド企業貿易投資省等その他の機関に対して、統計改善を目的とするアクセスを認めている。</p> <p>いくつかの年次出版物が、IDBRのデータから直接作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国企業：活動、規模、所在地</li> <li>・VAT登録及び登録解除(ビジネス企業規制改革省による作成)</li> <li>・中小企業統計(ビジネス企業規制改革省による作成)</li> <li>・ビジネスデモグラフィー(Eurostatに提出され、公表される)</li> </ul>	<p>新規設立企業に関する月次統計 (2007年初めから開始)</p>

主要国のビジネスレジスターについて(2)

	ドイツ	デンマーク	ノルウェー	日本(参考)
作成機関	ドイツ連邦統計局	デンマーク統計局	ノルウェー統計局	総務省統計局
ビジネスレジスターの名称	ビジネスレジスターシステム 95 (URS 95)	統計ビジネスレジスター (ESR: Statistical Business Register)	事業所・企業ノルウェー中央レジスター (CRE)	事業所・企業データベース
情報源 (統計調査名、行政記録の内容、等)	<p>税務当局のファイル VAT (付加価値税) ファイル 所得税及び法人税ファイル 連邦雇用局のファイル 職人組合のファイル 商工会議所のファイル 統計調査からのフィードバック</p>	<p>中央行政ビジネスレジスター (CVR) (ソースは、次の4つからのデータ 国税省の税・関税局 労働省 デンマーク商業・企業庁 デンマーク統計局) 行政ソース 統計部門からのデータインプット</p>	<p>株主レジスター 中央銀行データ 法人中央調整レジスター VAT (付加価値税) レジスター 雇用者及び非雇用者レジスター 構造ビジネス統計</p>	<p>事業所・企業統計調査 (経済センサス実施後は経済センサス) 工業統計調査 商業統計調査 商業登記簿</p>
収録情報及び構成  ・収録情報の内容及び更新周期	<p>&lt;収録情報&gt; 企業の名称、所在地、地理的位置コード、主要な経済活動コード、経済活動の開始日及び停止日、2次の活動コード、従業者数、純売上高、法的形態、行政データの利用、EU域内の経営者の登録の利用</p> <p>&lt;更新周期&gt; 最低1年に1回 (上記全ての情報に関して)</p> <p>&lt;収録情報数&gt; ・3,427,000 企業 ・3,621,000 事業所</p>	<p>&lt;収録情報&gt; 識別番号 (行政単位 (SENR) の識別番号、法的単位 (CVR) の識別番号、生産単位 (P) の識別番号、経済活動単位 (LKAU) 番号、企業グループ (ARB) の識別番号) 登録日・登録抹消日、産業データの適用日、最新データの更新日、所有者及び所有権、名称・所在地、通信情報 (電話番号、Fax番号、e-mail アドレス)、特定の単位 (経済活動単位、企業グループ、行政単位) に関するデータ、売上高、購入額、労働市場補充年金基金 (ATP) への支払い、従業者数、更新日、更新者、更新ソース、更新のタイプ (変更か修正か)</p> <p>&lt;更新周期&gt; ・売上高、購入額、ATP への支払い 月次、四半期、年次</p>	<p>&lt;収録情報&gt; 組織番号、事業所・企業の名称、所在地、開業日・廃業日、産業分類 (NACE)、従業者数、経営組織、資本金、組織部門コード、活動・非活動コード</p> <p>&lt;更新周期&gt; ・毎年更新 売上高、従業者数</p> <p>・毎日更新 事業所・企業の名称、所在地、産業分類</p> <p>・毎月更新 従業者数</p>	<p>&lt;収録情報&gt; 事業所・企業の名称、所在地、異動状況、産業分類、従業者数、本所・支所の別、経営組織、資本金 (会社の本所、単独事業所のみ)</p> <p>&lt;更新周期&gt; ・5年周期で全体を更新 ・企業の名称、所在地、異動状況については毎月 ・製造業については、事業所の産業分類、従業者数、経営組織について毎年</p>

	ドイツ	デンマーク	ノルウェー	日本(参考)
・収録情報の構成 (収録情報数、情報源別収録情報等)		<p>&lt;収録情報数&gt; 関連する職場を持つ約 500,000 の法的・経済単位</p> <p>CVR と ESR はオンラインでつながっており、CVR の更新は速やかに ESR に受信される。</p> <p>国税省の税・関税局データに登録されている行政単位の変更情報は、毎週デンマーク統計局へ提出される。</p>	<p>情報の大部分は、法人中央調整レジスターから更新される。</p> <p>企業集団の状況は株主レジスターから収集される。</p> <p>&lt;収録情報数&gt; 2008年2月現在、 ・865,267 企業 ・504,100 事業所</p>	<p>事業所・企業の名称、所在地、異動状況、産業分類、従業者数、本所・支所の別、経営組織、資本金(会社の本所、単独事業所のみ)</p> <p>工業統計調査、商業統計調査</p> <p>事業所の名称、所在地、異動状況、従業者数、本所・支所の別、経営組織</p> <p>商業登記簿</p> <p>企業の名称、所在地、異動状況</p>
ビジネスレジスターの活用方法 ・母集団として利用 (どのような統計調査の母集団として利用したか)	<p>標本抽出の基礎 (例：大部分の経済部門の年次統計)</p>	<p>全てのビジネス統計</p>	<p>構造ビジネス統計 賃金統計</p>	<p>通信利用動向調査 経済産業省企業活動基本調査 中小企業実態基本調査 法人土地基本調査</p>
・統計作成に利用 (どのような統計を作成したか)	<p>新しい統計結果の作成のための分析 (例：ビジネスデモグラフィ)</p> <p>異なる行政情報の組合せ集計 (例：工業センサスの代替)</p> <p>データ公表の一般的基礎調査の代用 (例：クラフトレポート)</p>	<p>全てのビジネス統計</p>	<p>構造ビジネス統計 賃金統計 ビジネスデモグラフィ統計 事業所統計(場所単位)</p>	<p>統計の作成は統計法施行(2009年春予定)後に可能となる。どのような統計を作成するかは未定</p>

【資料5】

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」という。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

【資料6】上場会社の売上高等

業種区分	上場会社の対象社数	法人企業統計の企業数	B/C (%)	上場会社の単体売上高合計	法人企業統計の売上高	E/F (%)	上場会社の単体経常利益売上	法人企業統計の経常利益(億)	H/I (%)	(参考) 連結売上高合計(億)	(参考) 連結経常利益合計(億)
一般事業会社(資本金1億円以上)	3,775	33,357	11.3	4,269,426	8,520,440	50.1	242,786	409,635	59.3	7,178,298	417,840
うち資本金1億円以上5億円未満	318			24,215			1,316			27,802	1,423
うち資本金5億円以上10億円未満	577	27,745	3.2	68,064	2,540,417	3.6	3,277	81,293	5.6		
うち資本金10億円以上	2,880	5,612	51.3	4,177,147	5,980,023	69.9	238,194	328,342	72.5	7,150,496	416,416
銀行・証券・保険	130			140,646			48,775			395,719	59,897
うち資本金5億円未満	0										
うち資本金5億円以上	130			140,646			48,775			395,719	59,897
合計	3,905			4,410,072			291,562			7,574,017	477,736

注:2008年5月7日現在の全市場の上場国内会社で株式移転等による新設会社で実績データが入手できないものは除外 (直近1年間に公表された財務データを集計)

## 【参考 1】

「統計行政の新たな展開方向」(抜粋)(平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等申合せ)

原則、全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる統計調査を平成 21 年を目途に実施する方向で、その具体化に向けて検討する。このため、総務省(統計基準部)は、平成 15 年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成 17 年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。

## 【参考 2】

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(抜粋)(平成 17 年 6 月 21 日 閣議決定)

「基本方針 2004」に基づいて、経済社会の実態を的確にとらえる統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表 2 の(6)の取組を進める。

別表 2 (6)(統計整備の推進)

産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。

## 【参考 3】

「経済センサスの枠組みについて」(抜粋)(平成 18 年 3 月 31 日 経済センサス(仮称)の創設に関する  
検討会)

経済センサス-の意義、目的等

### 1 意義、目的

産業を対象とする現行の大規模統計調査は、いわゆる分散型統計調査制度の下で、農林水産業、製造業、商業、サービス業などの大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されている。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計を作成することができない状況にある。経済センサスの意義及び目的は、包括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることにある。全産業分野の産業横断的な事業所・企業の共通母集団名簿の整備は、事業所・企業を調査客体とする既存の産業分野別統計の精度向上に大きく寄与するものである。

また、新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴って S O H O 等外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加していることなど、統計調査員による調査だけでは事業所・企業を必ずしも的確に把握できないという状況が生じていることから、行政記録等を積極的に活用した調査を行い、事業所及び企業の的確な把握に努める。

## 別紙

センサス企画会議に提出された「平成 21 年経済センサス-基礎調査」に係る資料

資料 1 - 1 平成 21 年経済センサス - 基礎調査実施計画（案）

資料 1 - 2 平成 21 年経済センサス - 基礎調査調査票 A（案）

資料 1 - 3 平成 21 年経済センサス - 基礎調査調査票 B（案）

資料 1 - 4 平成 21 年経済センサス - 基礎調査 電子調査票（本所用）（案）

資料 1 - 5 平成 21 年経済センサス - 基礎調査 電子調査票（支所用）（案）

資料 1 - 6 平成 21 年経済センサス - 基礎調査 本社等確認票（案）

資料 1 - 7 平成 21 年経済センサス - 基礎調査 調査票乙（案）

## 平成21年経済センサス-基礎調査実施計画（案）

## 1 調査の目的

平成21年経済センサス-基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、もって我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的産業構造を全国及び地域的に明らかにするとともに、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備することを目的として実施する。

## 2 調査の期日

調査は、平成21年7月1日現在によって行う。

## 3 調査の対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査対象事業所」という。）について行う。

- (1) 大分類A - 農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (2) 大分類B - 漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (3) 大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79 - その他の生活関連サービス業（小分類番号792 - 家事サービス業に限る。）に属する事業所
- (4) 大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

## 4 調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査とする。

- (1) 甲調査  
国及び地方公共団体の事業所以外の事業所について行う。
- (2) 乙調査  
国及び地方公共団体の事業所について行う。

## 5 調査票の種類

- (1) 甲調査  
調査票は、調査票A、調査票B及び本社等確認票の3種類とし、調査票A及び調査票BはA3判両面記入の単票形式（資料1-2及び資料1-3）又は電子媒体による帳票形式（資料1-4及び資料1-5）、本社等確認票はA4判片面記入の単票形式（資料1-6）とする。
- (2) 乙調査  
調査票は、電子媒体による帳票形式の調査票乙（資料1-7）とする。

## 6 調査の方法

## (1) 甲調査

### ア 調査の方法

調査は、調査対象事業所のうち、平成18年10月1日現在に存在する会社（外国の会社を除く）会社以外の法人及び個人経営の事業所の支所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）を調査の単位として、次の4種類の方法で行う。

#### (ア) 調査員による調査

担当調査区内の下記(イ)から(イ)の総務大臣が指定した調査事業所以外の調査事業所に対しては、調査員が調査票A及び調査票Bを配布し、それぞれ記入済みの調査票を取集する方法により行う。ただし、調査事業所のうち、平成18年10月2日以降に新たに設立された支所に対しては、本社等確認票を配布し、記入済みの調査票を取集する方法により行う。

#### (イ) 市町村による調査

総務大臣が指定した調査事業所に対しては、市町村が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票A及び調査票Bについては、調査事業所の希望に応じて、電子媒体による調査票を使用する。

#### (ウ) 都道府県による調査

総務大臣が指定した調査事業所に対しては、都道府県が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票A及び調査票Bについては、調査事業所の希望に応じて、電子媒体による調査票を使用する。

#### (イ) 総務省による調査

総務大臣が指定した調査事業所に対しては、総務省が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票A及び調査票Bについては、調査事業所の希望に応じて、電子媒体による調査票を使用する。

### イ 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

#### (ア) 調査員による調査

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員(指導員) - 統計調査員(調査員) - 調査事業所

#### (イ) 市町村による調査

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 調査事業所

#### (ウ) 都道府県による調査

総務大臣 - 都道府県知事 - 調査事業所

#### (イ) 総務省による調査

総務大臣 - 調査事業所

## ウ 申告の方法

調査事業所の事業主（当該事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が申告する。  
ただし、会社（外国の会社を除く）会社以外の法人及び個人経営の事業所の本所においては、当該本所を代表する者が一括して申告する。

なお、事業主が不在その他の事由により前項の規定による申告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者が当該事業主に代わって当該申告を行う。

申告の方法は、調査員による調査にあつては、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行い、市町村、都道府県及び国による調査にあつては、調査票に記入し、及びそれぞれに提出することにより行う。

なお、申告については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申告しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、調査票の提出については、総務省に設置される電子計算機に備えられたファイルへ記録されたとき完了したものとする。

## (2) 乙調査

### ア 調査の方法

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票乙を調査事業所ごとにそれぞれ送付及び回収することにより行う。

### イ 調査の流れ

国の調査事業所	総務大臣 - 調査事業所
都道府県の調査事業所	総務大臣 - 都道府県知事 - 調査事業所
市町村の調査事業所	総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 調査事業所

### ウ 申告の方法

調査事業所の事業主が調査票に記入し、及び当該調査票を市町村の調査事業所にあつては市町村長に、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事に、国の調査事業所にあつては総務大臣に提出することにより申告を行う。

なお、事業主が不在その他の事由により前項の規定による申告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者が当該事業主に代わって当該申告を行う。

申告については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、申告しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、調査票の提出については、市町村の調査する調査事業所に係るものについては、市町村に設置される電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき、都道府県の調査する調査事業所に係るものについては、都道府県に設置された電子計算機に備えられたファイルへ記録がされたとき、国の調査する調査事業所に係るものについては、総務省に設置される電子計算機に備えられたファイルへ記録されたとき、それぞれ完了したものとする。

## 7 集計事項及び集計方法

### (1) 集計事項

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、町丁・大字別及び調査区別に集計する。

#### ア 事業所に関する集計

(ア) 全事業所に係る集計

産業、従業者の規模・属性及び経営組織に関する事項

(イ) 甲調査の事業所に係る集計

産業、従業者の規模・属性、経営組織及び開設時期に関する事項

イ 企業に関する集計

産業、経営組織、規模、外国資本比率、決算月、親会社・子会社、親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

(2) 集計方法

ア 電磁的記録の作成

総務省統計局長は、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成する。

イ 結果表の作成

総務省統計局長は、上記(1)により作成された電磁的記録を用いて集計を行い、結果表を作成する。

8 結果の公表

総務省統計局長は、集計した結果を刊行物又は閲覧に供する方法により次の期日までに公表する。

(1) 速報集計

平成 22 年 6 月末日までに公表する。

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計

平成 22 年 11 月末日までに公表する。

イ 企業に関する集計

親会社と子会社の名寄せ前の結果を平成 22 年 11 月末日までに、親会社と子会社の名寄せ後の結果を平成 23 年 3 月末日までに公表する。



支所等について、事業を行っている場所ごとに記入してください。

# 見本

1 名称及び電話番号	フリガナ		
	支所等の名称		
2 所在地	(〒 - )		
	(ビル・マンション名等: 階 号室 構内)		
3 開設時期	昭和59年以前 昭和60～平成6年 平成7～11年 平成12年以降	→ 平成 <input type="text"/> 年	
4 事業所の従業者数	区分	男	女
	個人業主	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	個人業主の家族で無給の者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	有給役員	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	常用雇用者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	合計(～の合計)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
5 事業所の事業の種類・業態	(1) この事業所で行っている事業(行っている事業のすべてにマークしてください)	<input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他(政治・経済・文化・宗教団体など)	
	(2) 主な事業の内容(この事業所で行っている事業のうち、年間を通じて従事している人数が最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください)		
	(3) 生産品 取扱い商品又は営業科目		
	(4) 事業の業態(上記(2)で記入した主な事業の内容が「製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事の場合は「調査票の記入のしかた」に掲載されている「業態コード」を記入してください)	<input type="text"/>	

# 調査票記入欄

1 名称及び電話番号	フリガナ		
	支所等の名称		
2 所在地	(〒 - )		
	(ビル・マンション名等: 階 号室 構内)		
3 開設時期	昭和59年以前 昭和60～平成6年 平成7～11年 平成12年以降	→ 平成 <input type="text"/> 年	
4 事業所の従業者数	区分	男	女
	個人業主	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	個人業主の家族で無給の者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	有給役員	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	常用雇用者	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
	合計(～の合計)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
5 事業所の事業の種類・業態	(1) この事業所で行っている事業(行っている事業のすべてにマークしてください)	<input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他(政治・経済・文化・宗教団体など)	
	(2) 主な事業の内容(この事業所で行っている事業のうち、年間を通じて従事している人数が最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください)		
	(3) 生産品 取扱い商品又は営業科目		
	(4) 事業の業態(上記(2)で記入した主な事業の内容が「製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事の場合は「調査票の記入のしかた」に掲載されている「業態コード」を記入してください)	<input type="text"/>	

- 32 - 3 事業所目以降の国内の支所等については、別にお配りした「調査票B」に記入してください

平成21年経済センサス-基礎調査 調査票B (案)  
平成21年7月1日 総務省統計局

**見本**

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	

調査票は、「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。  
調査票は、黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

この調査票は、事業所ごとの記入用です。

<p><b>1 名称及び電話番号</b></p> <p>正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください</p> <p>屋号など通称名がある場合は（ ）内に記入してください</p> <p><b>2 所在地</b></p> <p>都道府県名から町丁・字・番地・号まですべて記入してください ビル・マンション名等には 階・部屋番号も記入してください</p> <p><b>3 開設時期</b></p> <p>現在の場所で事業を始めた時期を記入してください</p> <p><b>4 事業所の従業者数</b></p> <p>「個人業主」とは、個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人を含みます 個人業主の家族が働いていて賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」となります 「有給役員」とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人を含みます 「常用雇用者」とは、以下のいずれかに該当する人を含みます ・期間を定めずに雇用されている人 ・1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ・5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人 「臨時雇用者」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に当てはまらない人を含みます</p> <p><b>5 事業所の事業の種類・業態</b></p> <p>「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください</p> <p>「(2) 主な事業の内容」について 主として管理事務を行っている場合は「管理事務（の製造）」のように記入してください 店舗を持たず、専らカタログ・新聞・テレビ・インターネット等による通信販売や訪問販売等を行っている場合は「訪問販売（無店舗）」の「宅配（無店舗）」のように記入してください 自家用倉庫や自家用修理工場等の場合は「自家用倉庫（の小売）」のように記入してください</p>	フリガナ			
	支所等の名称			
	(通称名: )			
	電話番号(代表)	市外局番	市内局番	加入者番号
	所在地 (〒 )			
(ビル・マンション名等: )	階	号室	構内)	
開設時期	昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～11年	
			平成12年以降	
			平成 年	
区分	男	女		
個人業主	人	人		
個人業主の家族で無給の者	人	人		
有給役員	人	人		
常用雇用者 正社員・正職員など 呼ばれている人	人	人		
上記以外の常用雇用者 <パート・アルバイトなど>	人	人		
臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	人	人		
合計(～の合計)	人	人		
上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等	人	人		
上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等	人	人		
(1) この事業所で行っている事業(行っている事業のすべてにマークしてください)	<input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他(政治・経済・文化・宗教団体など)			
(2) 主な事業の内容(この事業所で行っている事業のうち、年間を通じて従事している人数が最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください)				
(3) 生産品 取扱い商品又は営業科目				
(4) 事業の業態(上記(2)で記入した主な事業の内容が「製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事の場合は「調査票の記入のしかた」に掲載されている「業態コード」を記入してください)				

この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

【調査票の記入について】  
別にお記した「調査票の記入のしかた」及び「支所等とは」を参考に記入してください。  
答えを記入する欄が ○ の場合は、当てはまる ○ を ● のようにぬりつぶしてください。  
答えを数字で記入する欄は、下の例のように、枠からはみださないように、右つめで記入してください。

調査票記入欄

市区町村コード	調査区番号	事業所番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

<数字の記入例> 

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

<p><b>1 名称及び電話番号</b></p> <p>正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください</p> <p>屋号など通称名がある場合は（ ）内に記入してください</p> <p><b>2 所在地</b></p> <p>都道府県名から町丁・字・番地・号まですべて記入してください ビル・マンション名等には 階・部屋番号も記入してください</p> <p><b>3 開設時期</b></p> <p>現在の場所で事業を始めた時期を記入してください</p> <p><b>4 事業所の従業者数</b></p> <p>「個人業主」とは、個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人を含みます 個人業主の家族が働いていて賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」となります 「有給役員」とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人を含みます 「常用雇用者」とは、以下のいずれかに該当する人を含みます ・期間を定めずに雇用されている人 ・1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ・5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人 「臨時雇用者」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に当てはまらない人を含みます</p> <p><b>5 事業所の事業の種類・業態</b></p> <p>「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください</p> <p>「(2) 主な事業の内容」について 主として管理事務を行っている場合は「管理事務（の製造）」のように記入してください 店舗を持たず、専らカタログ・新聞・テレビ・インターネット等による通信販売や訪問販売等を行っている場合は「訪問販売（無店舗）」の「宅配（無店舗）」のように記入してください 自家用倉庫や自家用修理工場等の場合は「自家用倉庫（の小売）」のように記入してください</p>	フリガナ			
	支所等の名称			
	(通称名: )			
	電話番号(代表)	市外局番	市内局番	加入者番号
	所在地 (〒 )			
(ビル・マンション名等: )	階	号室	構内)	
開設時期	昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～11年	
			平成12年以降	
			平成 年	
区分	男	女		
個人業主	人	人		
個人業主の家族で無給の者	人	人		
有給役員	人	人		
常用雇用者 正社員・正職員など 呼ばれている人	人	人		
上記以外の常用雇用者 <パート・アルバイトなど>	人	人		
臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	人	人		
合計(～の合計)	人	人		
上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等	人	人		
上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等	人	人		
(1) この事業所で行っている事業(行っている事業のすべてにマークしてください)	<input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他(政治・経済・文化・宗教団体など)			
(2) 主な事業の内容(この事業所で行っている事業のうち、年間を通じて従事している人数が最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください)				
(3) 生産品 取扱い商品又は営業科目				
(4) 事業の業態(上記(2)で記入した主な事業の内容が「製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事の場合は「調査票の記入のしかた」に掲載されている「業態コード」を記入してください)				

# 見本

フリガナ	支所等の名称																												
<b>1 名称及び電話番号</b> 正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください 屋号など通称名がある場合は（ ）内に記入してください	(通称名: _____) <b>電話番号(代表)</b> 電話番号は、市外局番から右つめて記入してください <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">市外局番</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">市内局番</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">加入者番号</span> </div>																												
<b>2 所在地</b> 都道府県名から町丁・字・番地・号まですべて記入してください ビル・マンション等には、階・部屋番号も記入してください	(〒 _____) (ビル・マンション名等: _____ 階 号室 構内)																												
<b>3 開設時期</b> 現在の場所で事業を始めた時期を記入してください	昭和59年以前   昭和60～平成6年   平成7～11年   平成12年以降 昭和 ○   昭和 ○   平成 ○   平成 ○ → 平成 ○ 年																												
<b>4 事業所の従業者数</b> 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人をいいます 個人業主の家族が働いていて賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用手」となります 「有給役員」とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます 「常用雇用手」とは、以下のいずれかに該当する人をいいます ・期間を定めずに雇用されている人 ・1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ・5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人 「臨時雇用手」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用しているなど、常用雇用手の定義に当てはまらない人をいいます	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 45%;">男</th> <th style="width: 45%;">女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人業主</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>個人業主の家族で無給の者</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>有給役員</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>常用雇用手</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>臨時雇用手(常用雇用手以外の雇用手) &lt;上記以外のパート・アルバイトなどを含む&gt;</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td><b>合計(～の合計)</b></td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	男	女	個人業主	○ 人	○ 人	個人業主の家族で無給の者	○ 人	○ 人	有給役員	○ 人	○ 人	常用雇用手	○ 人	○ 人	臨時雇用手(常用雇用手以外の雇用手) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	○ 人	○ 人	<b>合計(～の合計)</b>	○ 人	○ 人	上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等	○ 人	○ 人	上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等	○ 人	○ 人	
区分	男	女																											
個人業主	○ 人	○ 人																											
個人業主の家族で無給の者	○ 人	○ 人																											
有給役員	○ 人	○ 人																											
常用雇用手	○ 人	○ 人																											
臨時雇用手(常用雇用手以外の雇用手) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	○ 人	○ 人																											
<b>合計(～の合計)</b>	○ 人	○ 人																											
上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等	○ 人	○ 人																											
上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等	○ 人	○ 人																											
<b>5 事業所の事業の種類・業態</b> 「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください 「(2) 主な事業の内容」について 主として管理事務を行っている場合は「管理事務(の製造)」のように記入してください 店舗を持たず、専らカタログ・新聞・テレビ・インターネット等による通信販売や訪問販売等を行っている場合は「訪問販売(無店舗)」の宅配(無店舗)のように記入してください 自家用倉庫や自家用修理工場等の場合は「自家用倉庫(の小売)」のように記入してください	<b>(1) この事業所で行っている事業(行っている事業のすべてにマークしてください)</b> <input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 他の営利事業 <input type="checkbox"/> その他(政治・経済・文化・宗教団体など)																												
<b>(2) 主な事業の内容</b> (この事業所で行っている事業のうち、年間を通じて従事している人数が最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください)	(同上)																												
<b>(3) 生産品 取扱い商品又は営業種目</b> (上記(2)で記入した主な事業の内容について、生産品、取扱い商品又は営業種目を、年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の欄に記入してください)	(同上)																												
<b>(4) 事業の業態</b> (上記(2)で記入した主な事業の内容が「製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事の場合は「調査票の記入のしかた」に掲載されている「業態コード」を記入してください)	→ ○																												

# 調査票記入欄

フリガナ	支所等の名称																												
<b>1 名称及び電話番号</b> 正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください 屋号など通称名がある場合は（ ）内に記入してください	(通称名: _____) <b>電話番号(代表)</b> 電話番号は、市外局番から右つめて記入してください <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">市外局番</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">市内局番</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">加入者番号</span> </div>																												
<b>2 所在地</b> 都道府県名から町丁・字・番地・号まですべて記入してください ビル・マンション等には、階・部屋番号も記入してください	(〒 _____) (ビル・マンション名等: _____ 階 号室 構内)																												
<b>3 開設時期</b> 現在の場所で事業を始めた時期を記入してください	昭和59年以前   昭和60～平成6年   平成7～11年   平成12年以降 昭和 ○   昭和 ○   平成 ○   平成 ○ → 平成 ○ 年																												
<b>4 事業所の従業者数</b> 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人をいいます 個人業主の家族が働いていて賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用手」となります 「有給役員」とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます 「常用雇用手」とは、以下のいずれかに該当する人をいいます ・期間を定めずに雇用されている人 ・1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ・5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人 「臨時雇用手」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用しているなど、常用雇用手の定義に当てはまらない人をいいます	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 45%;">男</th> <th style="width: 45%;">女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人業主</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>個人業主の家族で無給の者</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>有給役員</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>常用雇用手</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>臨時雇用手(常用雇用手以外の雇用手) &lt;上記以外のパート・アルバイトなどを含む&gt;</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td><b>合計(～の合計)</b></td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> <tr> <td>上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> <td style="text-align: center;">○ 人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	男	女	個人業主	○ 人	○ 人	個人業主の家族で無給の者	○ 人	○ 人	有給役員	○ 人	○ 人	常用雇用手	○ 人	○ 人	臨時雇用手(常用雇用手以外の雇用手) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	○ 人	○ 人	<b>合計(～の合計)</b>	○ 人	○ 人	上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等	○ 人	○ 人	上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等	○ 人	○ 人	
区分	男	女																											
個人業主	○ 人	○ 人																											
個人業主の家族で無給の者	○ 人	○ 人																											
有給役員	○ 人	○ 人																											
常用雇用手	○ 人	○ 人																											
臨時雇用手(常用雇用手以外の雇用手) <上記以外のパート・アルバイトなどを含む>	○ 人	○ 人																											
<b>合計(～の合計)</b>	○ 人	○ 人																											
上記～のうち 別経営の事業所へ派遣している人等	○ 人	○ 人																											
上記以外の人で 別経営の事業所から派遣されている人等	○ 人	○ 人																											
<b>5 事業所の事業の種類・業態</b> 「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください 「(2) 主な事業の内容」について 主として管理事務を行っている場合は「管理事務(の製造)」のように記入してください 店舗を持たず、専らカタログ・新聞・テレビ・インターネット等による通信販売や訪問販売等を行っている場合は「訪問販売(無店舗)」の宅配(無店舗)のように記入してください 自家用倉庫や自家用修理工場等の場合は「自家用倉庫(の小売)」のように記入してください	<b>(1) この事業所で行っている事業(行っている事業のすべてにマークしてください)</b> <input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 他の営利事業 <input type="checkbox"/> その他(政治・経済・文化・宗教団体など)																												
<b>(2) 主な事業の内容</b> (この事業所で行っている事業のうち、年間を通じて従事している人数が最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください)	(同上)																												
<b>(3) 生産品 取扱い商品又は営業種目</b> (上記(2)で記入した主な事業の内容について、生産品、取扱い商品又は営業種目を、年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の欄に記入してください)	(同上)																												
<b>(4) 事業の業態</b> (上記(2)で記入した主な事業の内容が「製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事の場合は「調査票の記入のしかた」に掲載されている「業態コード」を記入してください)	→ ○																												



**見本**

組織全体について入力してください(7欄から14欄)											
7 資本金等の額及び外国資本比率	8 決算月		9 持株会社か否か	10 親会社の有無等							
(1) 資本金又は出資金・基金の額 (万円)	(2) うち外国資本比率 (%)	決算月  (本決算について 該当する月にすべてチェックを入れてください)		持株会社か否か	親会社の有無  (親会社がある場合、名称、所在地を入力)	親会社の名称			親会社の電話番号(代表) (国内にある場合のみ)		
		<input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 4月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 12月	<input type="checkbox"/> 純粋持株会社 <input type="checkbox"/> 事業持株会社 <input type="checkbox"/> 持株会社でない	<input type="checkbox"/> 国内にある <input type="checkbox"/> 海外にある <input type="checkbox"/> 親会社はない	正式名称	フリガナ	通称名	市外局番	市内局番	加入者番号	
<input checked="" type="checkbox"/> 株式会社(有限会社含む) <input type="checkbox"/> 合名会社・合資会社 <input type="checkbox"/> 合同会社 <input type="checkbox"/> 相互会社 } 7欄へ <input type="checkbox"/> 会社以外の法人 → 12欄へ <input type="checkbox"/> 個人経営 → 14欄へ <input type="checkbox"/> 外国の会社 <input type="checkbox"/> 法人でない団体 } 入力終わりです											

組織全体について入力してください(7欄から14欄)															
10 親会社の有無等					11 子会社の有無等		12 法人全体の常用雇用者数		13 法人全体の主な事業の種類		14 支所等の有無等				
親会社の所在地 (国内にある場合のみ)					親会社の所在国名 (親会社が海外にある場合のみ)		子会社の有無	子会社数 (子会社有の場合入力)		法人全体の常用雇用者数		法人全体の主な事業の種類	支所等の有無	支所等の数 (支所等有の場合入力)	
郵便番号	都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等		国内 (社)	海外 (社)	(1) 国内 (人)	(2) 海外 (人)				国内 (事業所)	海外 (事業所)	
						<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない							<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		



秘

資料1-6

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*

## 平成21年経済センサス-基礎調査 本社等確認票（案）

この事業所の「本所・本社・本店」の名称、所在地等を記入してください。  
記入した確認票は調査員にお渡しください。

<b>見 本</b>	<b>フリガナ 正式名称</b>			
	<b>本 社 等</b>	<b>名 称</b>	(通称名： )	
<b>本 社 等</b>	<b>所 在 地</b>	〒 - 電話番号 - - (ビル・マンション名等： 階 号室 構内)		

- ・ 名称は、略称ではなく正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。
- ・ フリガナは、英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名には、フリガナは記入する必要はありません。
- ・ 所在地欄には、都道府県名から町丁・字・番地・号まですべて記入してください。
- ・ ビル・マンション名等には、階・部屋番号も記入してください。
- ・ 名称・所在地等を押印される場合は、フリガナなどの記載漏れのないようにしてください。

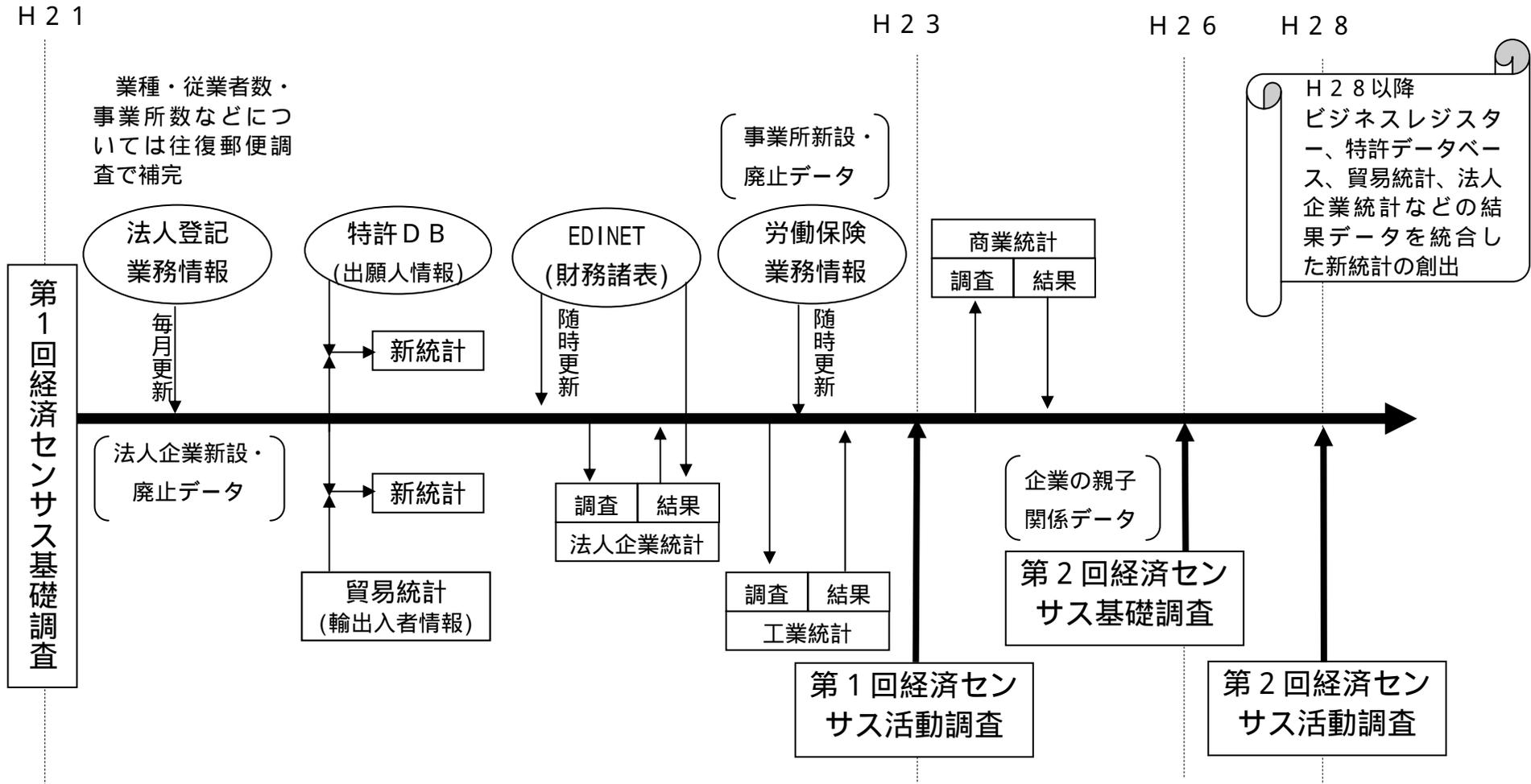
この事業所についても記入してください。

<b>名 称</b>	<b>フリガナ 正式名称</b>			
	<b>所 在 地</b>	<b>名 称</b>	(通称名： )	
<b>所 在 地</b>	<b>所 在 地</b>	〒 - 電話番号 - - (ビル・マンション名等： 階 号室 構内)		
<b>記 入 者</b>	<b>所属部署名</b>	<b>氏 名</b>	<b>内線番号</b>	

総務省統計局



# ビジネスレジスターの整備イメージ



この図の各種行政記録の記載順については、あくまでイメージであり、実際の登録順や登録時期を提案したものではない。